

○四国中央市立学校給食共同調理場条例施行規則

平成16年4月1日

教育委員会規則第17号

改正 平成19年2月26日教委規則第3号

平成21年4月22日教委規則第16号

平成25年2月18日教委規則第1号

令和元年6月27日教委規則第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市立学校給食共同調理場条例(平成16年四国中央市条例第59号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則1・一部改正)

(給食の対象)

第2条 条例第4条第2項に規定する給食対象校は、別表のとおりとする。

(運営委員会)

第3条 四国中央市学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、共同調理場の運営に関する重要な事項について協議し、又は助言することができる。

(運営委員会の組織)

第4条 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) 校区PTA会長
- (3) 保健所職員
- (4) 校医
- (5) 学校薬剤師
- (6) 学校栄養士
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

(平21教委規則16・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、共同調理場の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月26日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月22日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月18日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日教委規則第1号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(平19教委規則3・平25教委規則1・令元教委規則1・一部改正)

名称	対象校
四国中央市立東部学校給食センター	四国中央市立三島東中学校
	四国中央市立三島西中学校
	四国中央市立三島南中学校
	四国中央市立松柏小学校
	四国中央市立三島小学校
	四国中央市立中曾根小学校

	四国中央市立中之庄小学校
	四国中央市立寒川小学校
	四国中央市立豊岡小学校
	四国中央市立三島東幼稚園
	四国中央市立三島南幼稚園
四国中央市立土居学校給食センター	四国中央市立土居中学校
	四国中央市立長津小学校
	四国中央市立小富士小学校
	四国中央市立北小学校
	四国中央市立土居小学校
	四国中央市立関川小学校
	四国中央市立土居東幼稚園
	四国中央市立土居西幼稚園
四国中央市立新宮学校給食共同調理場	四国中央市立新宮中学校
	四国中央市立新宮小学校
	四国中央市立新宮幼稚園